### 羽咋市姉妹都市交流推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽咋市姉妹都市交流推進事業補助金(以下「補助金」という。) の交付に関し、羽咋市補助金交付事務取扱規則(昭和55年羽咋市規則第21号)に 定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、群馬県藤岡市を訪問する羽咋市民等(羽咋市に在住、在勤又は在学している者。以下「市民」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、姉妹都市である群馬県藤岡市との交流活動を促進することを目的とする。

(補助金の交付対象)

- 第3条 補助金の交付の対象は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
  - (1) 市民で構成される団体であること
  - (2) 政治活動又は宗教活動等を目的としない団体であること
  - (3) 連絡先、責任者等が明確であり、活動の遂行能力、資金の管理能力等を有する 団体であること
- 2 前項に定めるもののほか、藤岡市との交流に寄与する団体と市長が特に認めるも のについては、補助金の対象とすることができる。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、5人以上の市民が藤岡市を訪問し、参加する次の要件のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 各種団体との交流を通して、相互理解を深めることを目的に実施する事業
  - (2) 視察又は研修によって、相互理解を深めることを目的に実施する事業
  - (3) イベントに参加し、文化及び芸術等の相互理解を深めることを目的に実施する事業
  - (4) その他市長が特に認める交流事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1人につき1万円とし、1団体あたり同一年度に1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「申請者」という。)は、 羽咋市姉妹都市交流推進事業補助金交付申請書及び事業計画書(様式第1号)に団体 構成員名簿(様式第2号)を添えて、市長に提出しなければならない。

# (交付決定)

- 第7条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金 を交付することが適当であると認めたときは、羽咋市姉妹都市交流推進事業補助金 交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の決定をする際、必要であると認めるときは、条件を付すことができる。

## (実績報告)

- 第8条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた申請者は、補助対象事業完了後、30 日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日までに、羽咋市姉妹都市交流推 進事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しな ければならない。
  - (1) 団体構成員名簿(様式第2号)
  - (2) 滞在を証明する領収書
  - (3) 事業の実施を証明する写真
  - (4) その他市長が必要と認める書類

## (補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、補助金の額を確定し、姉妹 都市交流推進事業補助金交付額確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するも のとする。

#### (補助金の請求)

第10条 前条の交付決定及び額の確定通知を受けた申請者は、補助金を請求しようとするときは、羽咋市姉妹都市交流推進事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

### (補助金の返還)

第11条 補助金の交付に関し、条例及び規則並びに告示に違反し、又は偽りその他不正の行為があったと認められる場合、市長は補助金の全部または一部返還を求めることができる。

## (雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。